第三条第二項中「規定する基本計画」の下に「（次条第二項において単に「基本計画」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（都市公園の管理基準）

第三条の二　都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準（都市公園の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含む。）に適合するように行うものとする。

2　基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の管理の方針が定められているものに限る。）が定められた市町村の区域内において地方公共団体が都市公園を管理する場合においては、当該都市公園の管理は、前項に定めるもののほか、当該基本計画に即して行うよう努めるものとする。

第五条に次の一項を加える。

4　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、前項の規定にかかわらず、当該選定事業に係る同法第五条第二項第五号に規定する事業契約の契約期間（当該契約期間が三十年を超える場合にあつては、三十年）の範囲内において公園管理者が定める期間とする。

第五条の三を第五条の十一とし、第五条の二を第五条の十とし、第五条の次に次の八条を加える。

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第五条の二　公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

2　公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　公募対象公園施設の種類

二　公募対象公園施設の場所

三　公募対象公園施設の設置又は管理の開始の時期

四　公募対象公園施設の使用料（公募対象公園施設の設置又は管理に係る使用料をいう。以下同じ。）の額の最低額

五　特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

六　利便増進施設（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項

七　都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い必要となるものに関する事項

八　第五条の五第一項の認定の有効期間

九　設置等予定者（公募対象公園施設に係る前条第一項の許可の申請を行うことができる者をいう。以下同じ。）を選定するための評価の基準

十　前各号に掲げるもののほか、公募の実施に関する事項その他必要な事項

3　前項第二号の場所は、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所については定めないものとする。

4　第二項第四号の使用料の額の最低額は、第十八条の規定に基づく条例（国の設置に係る都市公園にあつては、同条の規定に基づく政令）で定める額を下回つてはならないものとする。

5　第二項第八号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

6　公園管理者は、第二項第九号の評価の基準を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

7　公園管理者は、公募設置等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

（公募設置等計画の提出）

第五条の三　都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者は、公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画（以下「公募設置等計画」という。）を作成し、その公募設置等計画が適当である旨の認定を受けるための選定の手続に参加するため、これを公園管理者に提出することができる。

2　公募設置等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公募対象公園施設の設置又は管理の目的

二　公募対象公園施設の場所

三　公募対象公園施設の設置又は管理の期間

四　公募対象公園施設の構造

五　公募対象公園施設の工事実施の方法

六　公募対象公園施設の工事の時期

七　公募対象公園施設の使用料の額

八　特定公園施設の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

九　利便増進施設の設置に関する事項

十　都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて公募対象公園施設の設置又は管理及び利便増進施設の設置に伴い講ずるものに関する事項

十一　資金計画及び収支計画

十二　その他国土交通省令で定める事項

3　公募設置等計画の提出は、公園管理者が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

（設置等予定者の選定）

第五条の四　公園管理者は、前条第一項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一　当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。

二　当該公募対象公園施設が第五条第二項各号のいずれかに該当するものであること。

三　当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

2　公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第五条の二第二項第九号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。

3　公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。

4　公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

5　公園管理者は、第三項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。